

平成29年4月以降の手当額について

- (児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく) 手当は、法律に基づき物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み(自動物価スライド制)となっています。
 - 自動物価スライド制が採られている児童扶養手当等の手当額について、平成28年の全国消費者物価指数が前年比0.1%下落したことを踏まえ、平成29年度の額を0.1%引下げる改定を行います。
 - ・ **児童扶養手当**
(児童扶養手当法(昭和36年法律238号))
 - ・ **特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当**
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律134号))
 - ・ **医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当**
(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律117号))
 - ・ **特別障害給付金**
(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号))
 - また、以下の各種手当の額についても、毎年度、児童扶養手当等の手当額の改定の仕組み等に倣い、給付額の改定を行っています。
 - ・ **介護手当、葬祭料**(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号))
 - ・ **医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料**
(予防接種法(昭和23年法律68号))
 - ・ **医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、葬祭料**
(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律98号))
 - ・ **医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料**
(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律192号))
- ※医療手当及び死亡一時金(一部の場合を除く)については全国消費者物価指数の変動率が小さいことから、昨年度と同額。
- ※葬祭料については、生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定がないことから、昨年度と同額。

平成29年4月から平成30年3月の児童扶養手当等の手当額

児童扶養手当法に基づく手当額

	平成28年4月～平成29年3月 (月額)	平成29年4月～平成30年3月 (月額)
児童扶養手当 (第1子・全部支給)	42,330円	42,290円
児童扶養手当 (第1子・一部支給)	42,320～9,990円	42,280円～9,980円
児童扶養手当 (第2子・全部支給)	10,000円 ※平成28年8月以降の月額	9,990円
児童扶養手当 (第2子・一部支給)	9,990円～5,000円 ※平成28年8月以降の月額	9,980円～5,000円
児童扶養手当 (第3子・全部支給)	6,000円 ※平成28年8月以降の月額	5,990円
児童扶養手当 (第3子・一部支給)	5,990円～3,000円 ※平成28年8月以降の月額	5,980円～3,000円

※実際に引下げとなる額については、端数処理等の理由により、平成28年4月～平成29年3月の手当額の0.1%に相当する額と完全に一致するものではありません。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当額

	平成28年4月～平成29年3月 (月額)	平成29年4月～平成30年3月 (月額)
特別児童扶養手当(1級)	51,500円	51,450円
特別児童扶養手当(2級)	34,300円	34,270円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
特別障害者手当	26,830円	26,810円
経過的福祉手当	14,600円	14,580円

※実際に引下げとなる額については、端数処理等の理由により、平成28年4月～平成29年3月の手当額の0.1%に相当する額と完全に一致するものではありません。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当額

	平成28年4月～平成29年3月 (月額)	平成29年4月～平成30年3月 (月額)
医療特別手当	139,460円	139,330円
特別手当	51,500円	51,450円
原子爆弾小頭症手当	48,000円	47,950円
健康管理手当	34,300円	34,270円
保健手当(被爆者援護法第28条第3項各号のいずれかに該当する場合)	34,300円	34,270円
保健手当(該当しない場合)	17,200円	17,180円
介護手当の支給上限額(中度障害者の場合)※	69,960円	70,080円
介護手当の支給上限額(重度障害者の場合)※	104,950円	105,130円
介護手当の下限額	21,900円	21,870円
家族介護手当	21,900円	21,870円
葬祭料	206,000円	

※平成28年の人事院勧告に基づく国家公務員給与の勧告率の変動に準じ、引下げる。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく手当額

※ 括弧書きは、臨時接種(努力義務なし)の手当額(新型インフルエンザ予防接種の救済に関する特別措置法に基づく手当額と同じ。)。臨時接種(努力義務あり) の手当額はA類疾病の定期接種に係るものと同じ。

	平成28年4月～平成29年3月	平成29年4月～平成30年3月
医療手当(月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院)	月36,300円	
医療手当(月8日未満入院又は月3日未満通院)	月34,300円	
障害児養育年金1級(A類・臨時接種)	年1,550,400円(年1,206,000円)※	年1,549,200円(年1,204,800円)※
障害児養育年金2級(A類・臨時接種)	年1,242,000円(年966,000円) ※	年1,239,600円(年964,800円) ※
障害年金1級(A類・臨時接種)	年4,962,000円(年3,859,200円)※	年4,954,800円(年3,854,400円)※
障害年金2級(A類・臨時接種)	年3,969,600円(年3,087,600円)※	年3,966,000円(年3,084,000円)※
障害年金3級(A類・臨時接種)	年2,976,000円(年2,314,800円)※	年2,974,800円(年2,313,600円)※
障害年金1級(B類)	年2,756,400円	年2,752,800円
障害年金2級(B類)	年2,205,600円	年2,203,200円
介護加算1級(A類・臨時接種)	年839,500円	年841,000円
介護加算2級(A類・臨時接種)	年559,700円	年560,600円
死亡一時金(A類・臨時接種)	4,340万円(3,380万円／2,530万円)※	4,340万円(3,370万円／2,530万円)※
遺族年金(B類)	年2,410,800円	年2,408,400円
遺族一時金(B類)	7,232,400円	7,225,200円
葬祭料	206,000円	

ハンセン病療養所非入所者給与金に基づく手当額

	平成28年4月～平成29年3月 (月額)	平成29年4月～平成30年3月 (月額)
非入所者給与金(市町村民税非課税者)	66,360円	66,290円
非入所者給与金(市町村民税課税者(前年の課税所得が75万円未満の者))	49,900円	49,850円
非入所者給与金(配偶者又は1親等の直系尊属を扶養するときの加算額)	13,890円	13,880円

※非入所者給与金の額の計算においては、その額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てとなります。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく手当額

	平成28年4月～平成29年3月 (月額)	平成29年4月～平成30年3月 (月額)
特別障害給付金(1級)	51,450円	51,400円
特別障害給付金(2級)	41,160円	41,120円

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく手当額

	平成28年4月～平成29年3月	平成29年4月～平成30年3月
医療手当(月8日以上 の入院又は月3日以上 の通院及び同一月 の入通院)	月36,300円	月36,300円
医療手当(月8日未 満の入院又は月3日 未満の通院)	月34,300円	月34,300円
障害年金(1級)	年2,756,400円	年2,752,800円
障害年金(2級)	年2,205,600円	年2,203,200円
障害児養育年金(1 級)	年861,600円	年860,400円
障害児養育年金(2 級)	年690,000円	年688,800円
遺族年金	年2,410,800円	年2,408,400円
遺族一時金	年7,232,400円	年7,225,200円